

○経済産業省告示第五十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条及び第五十条第一号の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第二百一十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十二日

経済産業大臣 林 幹雄

第三条中「規則第四十六条第一号」を「規則第四十六条第一号イ」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条中「規則第四十六条第四号」を「規則第四十六条第一号ニ」に改める。

第六条中「規則第四十六条第五号」を「規則第四十六条第一号ホ」に、同条第四号中「規則第四十六条第四号」を「規則第四十六条第一号ニ」に改める。

第七条中「緊急時対応」の下に「（次項に該当する場合を除く。）」を、「平成九年通商産業省告示第百

二十二号」の下に「。次項において「保安業務告示」という。」を加え、同条の次に次の一項を加える。

2 規則第五十条第一号の規定により緊急時対応（認定対象消費者（第一号認定液化石油ガス販売事業者が液化石油ガスの販売契約を締結しているものに限る。以下この項において同じ。）が設置する燃焼器（その認定対象消費者が液化石油ガスを飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者以外の者である場合にあつては、ガス湯沸器、ガスふろがま及びガスストーブに係る燃焼器に限る。）の全てについて次の各号のいずれかに該当する場合であつて、かつ、当該認定対象消費者に対する緊急時対応を行う場合に限る。）を行う保安機関は、当該保安業務を行う事業所から半径六十メートル以内の認定対象消費者に対する緊急時対応については、保安業務告示第二条第三号ロの要件に適合しているものとみなす。

一 当該燃焼器の設置されている認定対象消費者の部屋（以下この号において「自室」という。）又は屋内に排気筒を設置している場合における当該排気筒を設置している部屋（自室を除く。）の雰囲気空气中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下この号において同じ。）を検知し警報する装置が設置され、かつ、当該装置が検知した一酸化炭素濃度が〇・〇三パーセントに達する以前に保安確保機器が自動的にガスの供給を停止する機能を有するものである場合

二 不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するものである場合

三 屋外式のものである場合（当該燃焼器の排気筒が、屋内に設置する部分を有する場合を除く。）